

〈令和3年度から〉

所得税と市県民税の人的控除額の差					
対象		納税義務者の 合計所得金額	参考		所得税と市県民税の 人的控除額の差
			所得税の控除額	市県民税の控除額	
配偶者	一般	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	老人	900万円以下	48万円	38万円	10万円
		900万円超 950万円以下	32万円	26万円	6万円
		950万円超1,000万円以下	16万円	13万円	3万円
配偶者特 別控除	配偶者の合計所得金額 40万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円（注1）
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	2万円（注2）
		950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	1万円（注3）
	配偶者の合計所得金額 45万円以上123万円未満	900万円以下	省略	省略	0（注4）
		900万円超 950万円以下			
		950万円超1,000万円以下			
扶養	一般	-	38万円	33万円	5万円
	特定		63万円	45万円	18万円
	老人		48万円	38万円	10万円
	同居老親		58万円	45万円	13万円
障害者	普通	-	27万円	26万円	1万円
	特別		40万円	30万円	10万円
	同居特別		75万円	53万円	22万円
ひとり親	母	（注5）	35万円	30万円	5万円
	父				1万円（注6）
寡婦		（注5）	27万円	26万円	1万円
勤労学生		（注5）	27万円	26万円	1万円
基礎控除		2,400万円以下	48万円	43万円	5万円
		2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円	
		2,500万円超	適用なし		

（注1）改正前の配偶者特別控除の控除差（所得税36万円、市県民税33万円）

（注2）改正前の配偶者特別控除×2/3の控除差（所得税24万円、市県民税22万円）

（注3）改正前の配偶者特別控除×1/3の控除差（所得税12万円、市県民税11万円）

（注4）新たに控除の適用を受け、控除差を起因とする新たな負担増が生じることではないため、調整控除の対象とはしない。

（注5）納税義務者の合計所得金額に制限があります。詳細は所得控除を確認してください。

（注6）令和2年度までの寡夫控除の差額（所得税27万円、市県民税26万円）

調整控除は、平成19年の税源移譲の際に、所得税と住民税の所得控除における控除差に起因する負担増が発生しないように設けられたものです。

平成29年度税制改正による配偶者控除の見直しに伴い、新たに控除の適用を受ける者は、控除差を起因とする新たな負担増が生じることではないため、調整控除の対象とはしないこととされました。

一方、納税義務者本人への所得制限導入により所得税との控除差が減少する部分については、控除差による負担増が減少することとなるため、調整控除に反映するとともに、納税義務者本人の所得制限により配偶者控除の適用が受けられなくなる者については、配偶者控除に係る調整控除の対象外とすることとされました。